

平成18年第1回  
西多摩衛生組合議会会議録

平成18年2月22日

西多摩衛生組合議会

## 平成18年第1回西多摩衛生組合議会定例会

1 日 時 平成18年2月22日(水)午後1時30分

2 場 所 西多摩衛生組合会議室

3 出席者 正副管理者

管 理 者	並木 心	副管理者	竹内 俊夫
副管理者	野澤 久人	副管理者	石塚 幸右衛門

収 入 役 北村 健

出席議員

1番 小山 時夫	2番 高橋 征夫	3番 福島千恵子
4番 大西 英治	5番 浜中 啓一	6番 木下 克利
7番 秋山 猛	8番 佐藤 征一	9番 露木 諒一
10番 清水 信作	11番 遠藤 洋一	12番 羽場 茂

欠席議員

な し

西多摩衛生組合

事 務 局 長	杵 克彦	業 務 課 長	加藤 一夫 (施設課長兼務)
総 務 課 長	谷部 清	管 理 課 長	島田 善道

構成市町職員

青梅市環境経済部長	榊田 明男	羽村市産業環境部長	羽村 誠
福生市生活環境部長	田辺 恒久	瑞穂町生活環境課長	鈴木 延男

# 平成18年第1回西多摩衛生組合議会定例会次第

平成18年2月22日(水)

午後1時30分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 認定第1号 専決処分の承認を求めることについて  
(西多摩衛生組合の一般職の職員の給与に関する条例の一部を  
改正する条例)

日程第4 議案第1号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合への加入について

日程第5 議案第2号 西多摩衛生組合議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償  
等に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第3号 平成18年度西多摩衛生組合予算

日程第7 議案第4号 平成18年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定について

午後1時30分 開会

○議長（清水信作） 開会の前でございますが、先日の行政視察では皆さまのご協力を賜りまして、所期の目的を達成できましたことを心からお礼申し上げます。ありがとうございました。

本日は、平成18年第1回西多摩衛生組合議会定例会の通知を申しあげましたところ、公私ともにお忙しい中、全員のご出席を賜りましてまことにありがとうございます。

議員現在数12名、出席議員12名、よって、定数に達しておりますので、本日の議会は成立いたしました。

ただいまより平成18年第1回西多摩衛生組合議会定例会を開会いたします。

この際、管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。並木心管理者。

○管理者（羽村市長 並木 心） 皆さまこんにちは。お許しをいただきまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成18年第1回西多摩衛生組合議会定例会を招集申しあげましたところ、大変お忙しい中にもかかわらず全員の議員の皆さま方にご出席を賜り、まことにありがとうございます。厚くお礼申し上げます。

また、今、議長さんからもお話がありましたけれども、先般行われました行政視察におきましては、管理者等々も動向させていただきありがとうございます。

また、日ごろより当組合の運営につきましては、深いご理解とご協力を賜っておりますことを重ねてお礼申し上げさせていただきます。

さて、現在の組合の事務事業の状況でございますけれども、平成17年度のごみ搬入量につきましては、平成18年1月末現在で約6万1,400トンが搬入されております。これは前年度の同時期と比較いたしまして約1,450トン、2.3%の減となっております、平成17年度末では7万2,000トンが搬入されるのではないかと予想しているところでございます。

また、フレッシュランド西多摩におきましては、平成17年度の利用客数は1月末現在で12万2,000人を超えておりまして、1日平均で申し上げますと480人の方にご利用いただいております。今後も利用者の要望を取り入れ、地元還元施設として住民の福祉の向上にさらに貢献していきたいと考えているところでございます。

さて、本日ご提案申し上げます案件につきましては、平成18年度西多摩衛生組合予算のほか4件でございます。いずれも重要な案件でございますので、よろしくご審議の上、ご決定をいただきますようお願い申し上げます。

極めて簡単ではございますが、開会にあたりあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（清水信作） 以上で管理者の発言は終わりました。

これより議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元にご配付いたしましたとおりでございます。よろしく願い申し上げます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第53条の規定により、議長において指名いたします。

5番 浜 中 啓 一 議員

6番 木 下 克 利 議員

以上、2名を指名いたします。

この際、諸報告事項がございますので、事務局長より報告いたします。空事務局長。

○事務局長（空 克彦） それでは、諸報告をさせていただきます。

初めに、本定例会の招集通知につきましては、西衛発第 796 号、平成 18 年 2 月 15 日付をもちまして管理者より議会あてに、平成 18 年第 1 回西多摩衛生組合議会定例会を招集した旨通知があり、これを受理してございます。

次に、本定例会の日程でございますが、既にお手元に配付いたしております議事日程の順序により進めさせていただくこととしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、会期でございますが、提出案件の件数、またその内容等を考慮いたしまして、本日 1 日限りとしてお諮りすることといたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議事運営でございますが、一括議題につきましては、日程第 6、議案第 3 号、平成 18 年度西多摩衛生組合予算と日程第 7、議案 4 号、平成 18 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての 2 件につきましては、関連がございますので、一括してご審議を願うことといたしておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、本定例会における議事説明員として正副管理者、収入役及び事務局長以下事務局職員が出席しておりますことをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議 長（清水信作） 以上で報告は終わりました。

なお、本日の議事運営につきましては、ただいま報告いたしましたとおり進めますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、日程第 2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

今次定例会の会期については、2 月 22 日 1 日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（清水信作） ご異議なしと認めます。よって、会期については本日 1 日限りとすることに決定いたしました。

次に、日程第 3、承認第 1 号、専決処分を求めることについて「西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（羽村市長 並木 心） ただいま議題となりました西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきましてご説明申し上げます。

本案の職員の給与条例の改正につきましては、構成市町では平成 17 年 12 月議会定例会に上程され、可決されております。

西多摩衛生組合職員の給与につきましては、従来より羽村市に準じて改定していることから、当組合といたしましても議会にお諮りをしたかったわけでございますが、いずれも 12 月定例会中ということで議会を招集するいとまがなかったため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をさせていただいたものでございます。

内容につきましては、今年度、人事院は民間給与との較差を是正するため、2 年ぶりに 0.36% の引き下げ勧告を行いました。また勤勉手当につきましては、民間の動向を踏まえ 0.05 月の引き上げ勧告しております。

一方、東京都人事委員会でも東京都の職員給与が民間給与を 0.85%上回る官民較差が生じているとし、給料表の引き下げ改定及び扶養手当の改定によりこれを是正し、勤勉手当につきましては人事院勧告と同様に 0.05 カ月を引き上げる勧告を行っております。

これらの勧告、構成市町の動向を考慮した結果、給料表の引き下げ及び扶養手当の改定、文言の整理、勤勉手当の引き上げを内容とする条例の一部改正を専決処分で行わせていただいたところでございます。

細部につきましては、事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（清水信作） 谷部総務課長。

○総務課長（谷部 清） それでは、西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の細部につきましてご説明申し上げます。

承認第 1 号、付属資料の新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

まず、第 2 条第 1 項、第 10 条の 2、第 20 条第 2 項及び第 4 項、第 21 条第 2 項及び第 3 項並びに第 22 条第 2 項から第 4 項中の「調整手当」を「地域手当」に改めております。

次に、第 9 条第 3 項中「15,500 円」を「14,500 円」に改めておりますが、これは扶養手当につきまして配偶者及び配偶者のいない職員の第 1 子にかかる支給月額を 1,000 円引き下げるものでございます。

次に、第 21 条第 2 項中「100 分の 55」を「100 分の 60」に改めておりますが、これは勤勉手当の年間支給月数が 0.05 月分引き上げられることから、12 月期の支給分を引き上げるものでございます。

次に、給料表につきましてご説明申し上げます。別表第 1、一般職給料表（1）は一般行政職の職員に適用するもので、1 級から 3 級は主事並びにこれに相当する職のある者、4 級は主任、5 級は係長、6 級は課長補佐、7 級は課長、8 級は統括課長、9 級は部長にそれぞれ適用するものでございます。

この給料表により給与改定を実施することになりますが、表上及び実質の引き下げ額、改定率を申し上げますと、表上でマイナス 2,415 円、マイナス 0.7%、実質ではマイナス 2,597 円、マイナス 0.69%でございます。

この表の下にあります備考でございますが、1 は短大卒の初任給で、2 は大学卒の初任給でございます。短大卒の初任給はマイナス 3,000 円、マイナス 1.88%、大学卒の初任給ではマイナス 600 円、マイナス 0.33%とそれぞれ引き下げております。

次に、別表第 2、一般職給料表（2）は技能労務職の職員に適用するもので、2 級は特に高度の技術または経験を必要とする業務を行う職にある者、3 級は主任等にある者、1 級は 2 級及び 3 級に属さない職にある者にそれぞれ適用するものでございます。表上及び実質の引き下げ額、改定率を申し上げますと、表上でマイナス 2,612 円、マイナス 0.91%、実質ではマイナス 6,550 円、マイナス 1.78%でございます。

1 表、2 表全体としては表上でマイナス 2,468 円、マイナス 0.75%、実質ではマイナス 2,878 円、マイナス 0.76%で、全体的に昇給カーブのフラット化を進めるということで若年層の引き下げを抑え、高齢層の引き下げを強める内容となっております。

次に、付則でございますが、第 1 項は施行期日に関する規定で、条例の公布の日の属する月の翌月の初日から実施するというので、この条例を平成 18 年 1 月 1 日から施行するとしておりますが、「調整手当」を「地域手当」に改めるにつきましては、平成 18 年 4 月 1 日から施行するとしており

ます。

第2項は期末手当の特例措置に関する規定で、平成17年4月から改定時期までの期間にかかる公民較差相当、0.08月分の削減と、勤勉手当の引き上げ0.05月分を調整し、差し引き0.03月分の削減を人事院勧告に準じて行うため、条例第20条第2項中「100分の30」を「100分の27」としようとするものでございます。

以上で西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

○議長（清水信作） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水信作） 以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第1号については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水信作） ご異議なしと認めます。よって、承認第1号、専決処分を求めることについて「西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第1号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合への加入についての件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（羽村市長 並木 心） ただいま議題となりました議案第1号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合への加入についての件につきましてご説明申し上げます。

本案は、平成18年4月1日より一部事務組合の議会議員が東京都市町村議会議員公務災害補償等組合に加入することが可能となったため、加入のご決定をいただこうとするものであります。

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組規約の変更につきましては、加入団体であります福生市、羽村市、瑞穂町におきまして12月議会定例会でご決定をいただいております。

現在、組合議会議員の公務上の災害または通勤による災害に対する補償につきましては、地方公務員災害補償法第69条及び第70条の規定に基づき、西多摩衛生組合議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例により災害補償の実施を担保しておりましたが、公務災害の補償については認定から実施までの複雑な手続きや、委員会の設置に加え大きな財政負担となることから、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合への加入ができるよう要望しておりましたが、規約の規定で加入につきましては「市町村」に限定されており、不可能だったものであります。

今回、ようやくその要望が取り入れられ、規約変更が行われ、第2条で定める組織団体の規定について「市町村」が「地方公共団体」と改められたことにより、一部事務組合の議会議員の加入が可能となったものでございます。

なお、付則によりこの規約は東京都知事の許可のあった日から施行し、平成18年4月1日から適用しようとするものでございます。

以上、よろしくご審議の上ご決定をいただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさ

せていただきます。

○議長（清水信作） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水信作） 以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水信作） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合への加入についての件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第2号、西多摩衛生組合議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（羽村市長 並木 心） ただいま議題となりました議案第2号、西多摩衛生組合議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の件につきましてご説明申し上げます。

本案につきましては、ただいま議案第1号でご決定をいただきました東京都市町村議会議員公務災害補償等組合への加入に伴い、条例の一部を改正させていただこうとするものであります。

議会議員の方々の公務災害補償については、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合により担保されることとなることから、本条例の題名及び条文中における議会議員該当部分を削り、非常勤職員の公務災害補償等に関する条例といたそうとするものであります。

細部につきましては、事務局よりご説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（清水信作） 谷部総務課長。

○総務課長（谷部 清） 議案第2号、西多摩衛生組合議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の細部につきましてご説明申し上げます。

今回の改正は、ただいま管理者の説明にありましたように、議会議員の公務災害補償が東京都市町村議会議員公務災害補償等組合への加入により担保されることによるものでございます。

議案第2号付属資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

最初に、条例の題名で「議会議員その他非常勤の職員」を「非常勤職員」に改めております。

次に、第1条は「議会議員その他非常勤の職員」を「非常勤の職員」に改めております。

第2条につきましては、「議会の議員」を削っております。

実施機関の責任者を定める第4条は、第1号で議会の議員につきましては議長、第2号でその他の非常勤の職員は管理者と定めておりましたが、議会議員の部分が削除されますことから、管理者が実施機関の責任者となるよう文言整理を行っております。

第6条につきましても、議会議員の部分が削除されますことから、管理者が補償基礎額を定めるよう文言整理を行っております。

付則では、この条例を平成18年4月1日から施行するとしております。

以上で議案第2号、西多摩衛生組合議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

○議長（清水信作） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水信作） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第2号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水信作） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号、西多摩衛生組合議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についての件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第3号及び日程第7、議案第4号の2件につきましては、関連がございますので、一括して議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水信作） ご異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第3号、平成18年度西多摩衛生組合予算及び日程第7、議案第4号、平成18年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての2件を一括して議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（羽村市長 並木 心） ただいま一括議題となりました議案第3号、平成18年度西多摩衛生組合予算及び議案第4号、平成18年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての件につきましてご説明申し上げます。

初めに、議案第3号、平成18年度西多摩衛生組合予算につきましてご説明申し上げます。

平成18年度予算の算出の基礎となります数値を申し上げますと、ごみ搬入量につきましては前年度より2,000トン減の7万2,000トンといたしました。

構成市町の人口につきましては、平成17年10月1日現在の人口数29万4,115人で、前年度よりわずかながら減少しております。

予算の内容でございますが、歳入におきましては、使用料収入が前年度と比較いたしまして138万2,000円の増額としております。これは浴場施設の集客イベントを開催することによる使用料の増額分が主な内容でございます。

また、財産収入におきましては、普通財産売却収入として、旧工業用水道ポンプ場跡地売却により5,500万円を計上させていただいております。これによりまして前年度と比較いたしまして5,251万3,000円の増額としております。

この結果、分賦金につきましては前年度と比較して2,211万1,000円減の36億2,821万9,000円としております。

一方、歳出におきましては、引き続き維持管理経費の削減に努めてきたところでございます。その結果といたしまして、前年度予算対比1億7,500万円の減といたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億6,500万円に定めようとするものでございます。

次に、議案第4号、平成18年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定の件についてご説明申し上げます。

本案につきましては、組合予算の 96.37%、金額にいたしまして 36 億 2,821 万 9,000 円の分賦金を構成市町ごとに決定しようとするものでございます。

細部につきましては、事務局よりご説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（清水信作） 谷部総務課長。

○総務課長（谷部 清） 議案第 3 号、平成 18 年度西多摩衛生組合予算及び議案第 4 号、平成 18 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての細部につきましてご説明申し上げます。

まず、予算編成の基礎となりますごみの搬入量、構成市町の人口など基本的な数値につきましてご説明いたします。

ごみの搬入量でございますが、前年度と比較いたしまして 2,000 トン減の 7 万 2,000 トンと見込んでおります。また構成市町の人口につきましては、平成 17 年 10 月 1 日現在の人口を採用し、前年度より 232 人少ない 29 万 4,115 人といたしたところでございます。

職員数につきましては、本年度 1 名の退職者がございますが、19 年度には 5 名もの退職者が出ますことから、業務に支障を来すことのないよう 18 年度は前倒しで 3 名採用し、前年度より 2 名増の 31 名でございます。

それでは、議案第 3 号、平成 18 年度西多摩衛生組合予算につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、予算書の 1 ページをお開き願います。

平成 18 年度西多摩衛生組合予算の総則でございます。

第 1 条第 1 項は、歳入歳出予算の総額を 37 億 6,500 万円と定めようとするものでございます。

第 2 項は、款項の区分及び当該区分ごとの金額は第 1 表歳入歳出予算によると定めようとするものでございます。

第 2 条は、地方自治法で認められております一時借入金の借り入れの最高額を 5,000 万円と定めようとするものでございます。

第 3 条は、歳出予算の流用につきまして定めようとするものでございます。

恐れ入りますが、2 ページ目をお開き願います。

第 1 表歳入歳出予算でございます。まず歳入でございますが、第 1 款分賦金から第 5 款諸収入までの構成となっております。次に歳出でございますが、第 1 款議会費から第 6 款予備費までの構成となっております。歳入歳出の合計はそれぞれ 37 億 6,500 万円でございます。

恐れ入りますが、5 ページをお開き願います。

説明にあたりまして、経常的な経費につきましては例年どおりでございますので、主な変更部分につきましてご説明を申し上げます。

歳入でございます。第 1 款 1 項 1 目分賦金は 36 億 2,821 万 9,000 円、前年度対比 2,211 万 1,000 円の減でございます。

第 2 款 1 項 1 目使用料は 6,647 万 8,000 円、前年度比 138 万 2,000 円の増でございます。これは余熱利用施設で集客増を図るため開催いたしますイベントの効果として 1 日当たり 5 名程度の利用者の増を見込みました 75 万円と、職員等の駐車場代 57 万 5,000 円が主なものでございます。

第 3 款 1 項 1 目財産貸付収入はゼロ円、前年度比 248 万 7,000 円の減でございます。これは駐車場として貸し付けております普通財産の土地を売却処分いたしますことから、本年 4 月以降の貸し付けが不可能になることによるものでございます。

第 3 款 2 項 1 目不動産売払収入は 5,500 万円、前年度比 5,500 万円の増でございます。これは今

ご説明いたしました土地の売却処分によるものでございます。

恐れ入ります。6ページ、7ページをお開き願います。

第4款1項1目繰越金は、前年度と同額の1,000万円でございます。

第5款1項1目預金利子は5万円、前年度比3万円の減でございます。これはペイオフ対策として普通預金から利子が発生しない決済用預金に変更したための減でございます。

第6款2項1目雑入は525万3,000円、前年度比35万4,000円の減でございます。これは余熱利用施設でのイベント参加負担金11万2,000円を新たに計上しておりますが、団体生命保険加入取りやめによる保険配当金の減、余熱利用施設光熱水費等負担金の減によるものでございます。

以上、歳入合計は37億6,500万円で、前年度比1億7,500万円の減額でございます。

次に8ページ、9ページをお開き願います。

歳出でございます。第1款1項1目組合議会費は151万2,000円、前年度比7万6,000円の減でございます。これは9節旅費で、行政視察が隔年実施ということで18年度は実施しないことによる15万8,000円の減と、19節負担金補助及び交付金で、先ほどご決定いただきました東京都市町村議会議員公務災害補償等組合への加入に伴う負担金として8万3,000円を新規計上したことによるものでございます。

次に、第2款1項1目一般管理費は2億1,701万2,000円、前年度比494万1,000円の減でございます。これは2節から4節までの人件費で、職員数が1名少なくなることによる486万8,000円と、7節賃金でパート職員が1名少なくなることによる67万2,000円の減が主なものでございます。

恐れ入ります。10、11ページをお開き願います。

13節委託料は620万2,000円、前年度と同額でございます。これは財務会計ソフトのカスタマイズに要する経費399万円がなくなり、電算システム修正委託料65万1,000円に変更されたこと、新たに職員身分証明書作成委託料8万1,000円、見学者用広報ビデオ編集委託料294万6,000円を計上したことによるものでございます。

14節使用料及び賃借料は549万8,000円、前年度比129万8,000円の増でございます。これは財務会計システム入れ替えによるシステム使用料64万3,000円と、事務機器使用料を事務所費で一括計上したことによる81万6,000円の増によるものでございます。

19節負担金補助及び交付金は4,992万円、前年度比31万4,000円の減でございます。これは職員互助組合補助金を見直し、組合費と補助金を1対1の割合にしたことによるものでございます。

恐れ入りますが、12、13ページをお開き願います。

第2目庁舎管理費は1,186万1,000円、前年度比40万2,000円の増でございます。これはエレベーターが設置されてから8年経過し、基盤等の交換が必要になったことによるものでございます。

恐れ入ります。14ページ、15ページをお開き願います。

第3款1項1目じん芥処理費は11億6,588万4,000円、前年度比1億7,688万7,000円の減でございます。これは2節から4節までの人件費で、職員数が3名多くなることによる2,824万円の増と、焼却灰搬出設備改造工事が終了することによるものでございます。

11節需用費は2億4,336万3,000円、前年度比4,094万9,000円の減でございます。これはエコセメント化に伴い公害防止薬品の使用量が減ることなどにより消耗品費で3,921万8,000円の減となることによるものでございます。

12節役務費は172万3,000円、前年度比93万9,000円の減でございます。これはボイラーや計量器等の法定検査が18年度はないことによるものでございます。

13 節委託料は2億 6,970 万 7,000 円、前年度比 3,473 万 5,000 円の増でございます。これはエコセメント事業に伴い焼却灰の運搬方法で二ツ塚のエコセメント施設が完全に可動されるまでの間、現状と同じ天蓋付車両を使用した残灰運搬委託及び残灰埋立運搬委託が必要であること、また新たにジェットパック車両を使用した飛灰搬出運搬業務委託が始まることによります 1,110 万 2,000 円と、16 ページ、17 ページをお開きいただきまして、歳入で駐車場として貸し付けていた普通財産で 18 年度売却予定とご説明いたしました旧工業用水道ポンプ場跡地に埋設されております給水管を移設する工業用水道給水管移設事業委託 1,522 万 5,000 円、売却するために必要な組合用地測量委託 9 万 3,000 円、不動産鑑定委託 35 万円を新規計上したことによるものでございます。

14 節使用料及び賃借料は 15 万 8,000 円、前年度比 34 万 8,000 円の減でございます。これは先ほど事務所費の一般管理費でご説明いたしました事務機器使用料を一括計上したことによるものでございます。

15 節工事請負費は4億 7,225 万 2,000 円、前年度比1億 9,572 万円の減でございます。これは焼却灰搬出設備改造工事が 17 年度で終了することと、施設維持工事として1号炉で脱硝反応塔触媒交換等による 6,012 万 3,000 円、2号炉でバグフィルター交換等による 3,266 万 4,000 円、3号炉で美浜原発のような事故を起こさないための管の肉厚検査による 530 万 2,000 円を加えたことによるものでございます。管の肉厚検査につきましては、来年度以降も経過観察を行い、全炉実施する予定でございます。また共通関係で18年度に予定しておりました砂循環コンベアバケット交換 2,471 万円は次年度に先送りいたしております。

恐れ入りますが、18 ページ、19 ページをお開き願います。

第4款1項1目施設運営費は1億 2,963 万円、前年度比 158 万円の増でございます。これは蛇口の混合水栓が老朽化したことによる部品の購入、燃料である原油の高騰、集客に向けての各種イベント開催委託、浴場利用施設内で倒れた利用者への初期対応としてAED機器を借り上げることによるものでございます。各種イベント開催委託としては浴場施設利用をセットにしたエアロビクスやヨガ等の運動教室を多目的施設で開催する予定でございます。

恐れ入りますが、22、23 ページをお開き願います。

第5款公債費は22億 3,649 万 1,000 円、前年度比 493 万 6,000 円の増でございます。これは元金償還の増と利子償還の減の相殺と、焼却灰搬出設備改造工事の利子償還が新たに始まることによるものでございます。

第6款予備費は261 万円でございます。

以上、歳出合計は37億 6,500 万円で、前年度比1億 7,500 万円の減額でございます。

続きまして、関係資料でございますが、24 から 33 ページまでは給与費の明細でございます。

34 ページは、平成 17 年度に設定いたしました債務負担行為の支出額に関する調書で、飛灰搬出運搬業務委託及び残灰運搬委託につきまして記載してございます。

35 ページは地方債に関する調書で、右側一番下の欄の 103 億 7,868 万 5,000 円が平成 18 年度末における地方債現在高の見込みでございます。

以上で平成 18 年度西多摩衛生組合予算についての説明とさせていただきます。

引き続きまして、平成 18 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案第4号付属資料をごらんいただきたいと存じます。

表1分賦金比較でございます。先ほどの平成 18 年度予算に基づき構成市町の分賦金を積算してご

ざいます。青梅市は17億1,153万7,000円で、前年度比1,406万4,000円、0.8%の増。福生市は7億7,827万1,000円、前年度比506万円、0.7%の増。羽村市は6億9,829万2,000円、前年度比1,579万4,000円、2.2%の減。瑞穂町は4億4,011万9,000円、前年度比2,544万1,000円、5.5%の減で、合計として36億2,821万9,000円、前年度比2,211万1,000円、0.6%の減でございます。

次に、表2人口割比較でございます。前年度との比較でございますが、青梅市は11人増で14万859人、福生市は232人減で6万1,618人、羽村市は20人減で5万7,056人、瑞穂町は9人増で3万4,582人となり、合計といたしましては232人減で、構成市町の人口は29万4,115人でございます。

表3ごみ搬入量割合比較でございますが、前年度と比べまして、青梅市は200トン増で3万3,800トン、福生市は200トン増で1万5,500トン、羽村市は500トン減で1万4,000トン、瑞穂町は1,900トン減で8,700トンと見込み、合計として2,000トン減で7万2,000トンでございます。

以上で平成18年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての説明とさせていただきます。

○議長（清水信作） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。佐藤議員。

○8番（佐藤征一） それでは、予算書の方を見ていただきまして、5ページについて若干質問させていただきます。

5ページの下段、財産売却収入があります。これはたしか17年の11月でしたか。いろいろな財産、「普通財産売却について」という資料が配られまして説明がなされた場所だというふうに承知しております。

このときに予定価格が買い上げる方から示されているというような話の中で、その価格が幾らなのかというような私の方から質問したときに、それは内緒でないとまずいのだということでありましたが、今回この予算の中で5,500万円という数字が記載されております。もちろんこれは不動産鑑定士等の周辺地域の相場から鑑定されているものだと思いますが、この鑑定はこれからされるのでしょうか。予算書にいきますと35万円の鑑定料というのがあります。これは鑑定がされて測ってあるのであれば決算になりますが、これが予算になっていますので、まだ鑑定されていないというふうに承知しています。その点が1点です。

それと、この5,500万円で1,026.14平米を割り出しますと、非常に周辺の地価から考えますと余りにも安いというふうに私は認識するのですが、この2点、ご説明をお願いいたします。

○議長（清水信作） 谷部総務課長。

○総務課長（谷部 清） ただいまご質問いただきました予算書5ページの財産売却収入5,500万円についてでございますが、5,500万円の歳入予算の根拠といたしましては、土地の価格の決め方というのは、一物四価となんか言われるようで、いろいろ計算方法があるようでございます。ただ、今回私どもの計算でさせていただきましたのは、税務署で使います相続税の路線価を参考に使わせていただきました。

と申し上げますのは、路線価につきましては、公示価格の8割程度の価格で定めてあるということですので、逆算いたしまして、コンマ8で割りまして、平米当たり6万5,000円というような形で出しました。6万5,000円に面積を掛けますと総額では6,669万9,100円となります。

ただ、あそこの土地につきましては地下に貯水槽等埋設しております。これにつきましてはそのままの状態売却を考えております。その他あと鑑定等、また土地の形状等で地価のマイナス部分がご

ございますので、その部分につきましては1割をちょっと多めに見させていただいております。

と申し上げますのは、16年度、17年度の地価公示を見ますと、10%前後の地価公示の下落が見受けられますので、その辺も見まして1割、666万9,910円、それとあと受水槽が、多分ですけれども500万円ぐらい撤去にかかるのではないかとということで、1,100万円程度のちょっとマイナスを見させていただきまして、5,500万円とさせていただいたわけでございます。

鑑定につきましては、18年度に予定をしております。

○議長（清水信作） 佐藤議員。

○8番（佐藤征一） 今の説明ですけれども、前回に資料としていただきましたときの説明と若干食い違うところがあるように感じられます。それを、貯水槽等の撤去については、たしかあのときに説明いただいたのは、求める、買う方の費用にてというような話もありました。ただし、そこに入っている水道管の移設工事は、今の動物公園通りの方には組合経費の方でやるけれども、その中に入っているものについては買うものの負担であるというふうにたしか聞いているように私は認識しております。なのに、今の説明でありますと、そういうものが入っているので1割ぐらい上乗せをして7割ぐらいに見積りをしたというふうに感じられるわけです。

それともう1点、この土地は現在貸し付けているわけですね。貸し付けている中では、ずっと前から貸し付けていて、いろいろとその周囲には、普通財産貸付収入という形で入ってきていますが、その当時、駐車場何台分で、1台分幾らぐらいで貸し付けていたのかということと、それからこれから始まるであろう一般競争入札ですね。それはこれから始まるのだと思います。この5,500万円というのは最低入札価格というふうに考えてよろしいのでしょうか。

以上です。

○議長（清水信作） 谷部総務課長。

○総務課長（谷部 清） ただいま私の説明が不十分で申しわけございませんでした。

昨年にご説明いたしましたときにも、受水槽の撤去費用については買い受け、購入した者が負担していただくと、それは同じでございます。またほかにあります給水管の移設につきましては、うちの方でまだ使っておりますので、行政財産でもありますので、その費用については移設をうちの方の費用で行います。

先ほど評価の、5,500万円の関係でちょっと申し上げましたのは、その受水槽が埋まっていることによりまして評価が下がるであろうというようなことで、その部分のマイナス部分というようなことのでご説明をしたつもりだったのですが、ちょっと言葉が足りなくて申しわけございませんでした。

一応そのような形で、昨年ご説明したことと内容的には変わりはありません。ただ、金額の面で先ほど申しましたのは、地価公示の関係ですとか、その辺の土地の下がる部分の見込みを若干変更した部分はありますが、基本的な内容については同じでございます。

今、貸し付けております土地のところですが、台数についてはおおむね、広さからして30台ぐらい置けるのではないかと、ただ、貸し付けるときに1台幾らという形ではしておりませんので、課税標準額をもとにして貸付額を算定しております。

予定価格でございますが、18年度になりましてから土地鑑定の評価を行っていただきまして、最終的にはうちの方で最低入札価格につきましては決定していきたいと思っております。ですからこの5,500万円というのはあくまでも予算で、このぐらいはということの最低で上げさせていただいたというふうにご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（清水信作） 佐藤議員。

○8番（佐藤征一） それでは最後に、わかりました。そういうことは5,500万円がそのように、やはり5,500万円の数字が載っていますと、これはもう当然一人歩きする可能性だってあるわけですね。やはりそうしますと、これがこれからの競争入札にかなりの影響が出るのではないかというふうに思うわけです。

結局我々が、すべて公共財産にしても市民の税金が投入されていることは、払われているわけです。売り払うにしても1円でも高く買ってもらうということも必要かと思えます。

そういう中で、やはり今後、競争入札をこれから始めるにしても、その辺のところを十分、慎重に行っていただきたいということをお願いしておきまして質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（清水信作） ほかにございませんか。小山議員。

○1番（小山時夫） 1点だけ。4ページの収入の2款の使用料、手数料で、これは138万2,000円、前年度より増額という見込みなのですが、先ほどの説明でいきますと、余熱利用のイベント等をやりましてそれぞれ平均1日5人の増を見込んでいるんだということですが、これを見ますと収入が6,600万円で、18ページ、19ページにいきますと余熱の方が支出で、歳出の方では1億3,000万円ぐらい、約半分ぐらいしか使用料は上がらないわけですから、こういったイベントをやって使用料を入れるということは私も賛成ですが、イベントのやり方、先ほどエアロビクスとか何とかと言っていましたけれども、それだけだとなかなか集客能力が上がらないのではないかなと思うのですけれども、例えば定期的に高齢者を集めての運動教室とか、そういったもので参加費でも取って、体操の先生をやってやればどんどんどんどんふえていくんだと思うのですが、エアロビクスを年に1回だけしかやってないのか、その辺について、今後この辺をどうして集客をふやそうとねらっているのか、お願いいたします。

○議長（清水信作） 加藤施設課長。

○施設課長（加藤一夫） ただいま小山議員さんの方から、年々利用者も減少していると、どのように利用客増加を図っていくのかというようなご質問ではなからうかと思うのですが、今回、5周年記念事業といたしまして一つのイベント事業をやるわけですが、この中でもやはり1回当たり40人の利用人員を約22回見込んでおるわけですが、その中でやはりこれからの集客上、一つ一つのイベントをやりながら利用された方に以後ご利用いただくというような形で、うちの方も体育館等が午後につきましてはまだ余裕があるということで、各構成市町に呼びかけながらイベント等、その辺を対象にしてやっていきたいというふうに考えているのですが、その手始めとしまして今回、イベントでどのぐらい集まるのかというような考え方も一つございます。

そういう中で今後いろいろな施策、5周年事業だけではなく毎年毎年施策を、イベントをやりながら利用者増を図っていこうかなというふうに考えておりますので、以上でございます。

○議長（清水信作） 小山議員。

○1番（小山時夫） 質問の内容について、大体お答えいただいてわかりました。

ただ、私どもの方としては、高齢化に進んでいきますね。高齢者の体力の保存のためにいろいろ、体操したりする人が高齢者でふえているわけですが、一つの例として福生市さんの地域センターですか、東福生の駅の前、そこは定期的に火曜日とか水曜日行ってお金を払うと先生が、トレーナーが付いて体力増強のあれを教えてくださいませんか。そこで瑞穂からもお金を払って結構行っている人がいるんです。

そういうことをすれば、また余熱施設の利用もふえていくのかなというようなことも考えておりますので、今回の予算としてはこれで結構だと思うんですが、そのような状況を見まして、今後そのような対策をお考えをいただきたいことを提言して質問を終わります。

○議長（清水信作） ほかにございませんか。羽場議員。

○12番（羽場 茂） 15ページ、16ページの委託料のところを見ていただきたいんですが、16年度の決算と比べまして大体同じような数字、あるいは似ているところもあるんですが、微妙に伸びているところがあります。15ページのごみ処理業務委託料があります。それから余り変わらないと思いますが、電気設備点検委託料なんか伸びていると、それから中央監視設備保守点検委託料とか、ガス調温室等施設委託料というのは余り変化がないだろうというところで1割なり伸びているんですが、その辺の理由というのがもしわかりましたらお願いします。

○議長（清水信作） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道） 委託料の関係でございまして、前年度と比較いたしまして多少増減を確かにしてございます。ただいまのご指摘のまずごみ焼却業務委託料でございまして、この焼却業務については、業務自体の内容は前年と同様でございまして、

この業務委託につきましては、実は2年ほど前に入札で価格を決定しております。その後2年間、いわゆる我々でいうと定昇というのですか、昇給率アップは据え置きしております。やはり民間業務といっても貴重な人材がいることが組合のプラスになるということで、その辺の職員の人件費の固定分ですが、それを1%ほど、ことしは3年目なのでアップをして計上しているところでございます。

それから次に、電気設備の点検委託なのですが、これらについては560万円ほど上がっているのですが、これは部品によりましては7年稼働を、経過しておりまして、停電時にプラント機器の稼働をさせる制御用の非常発電機、これがもう劣化をしまして、これの新規計上として220万円ほど、それから同じく停電時に中央監視装置を動かすための、今度は非常用の蓄電池がございまして、これも劣化をしております、これが380万円、合わせまして600万円ほどの増加ということになっております。

それから、中央監視設備、190万円ほど増額しておりますけれども、業務内容は同じでございまして、実は各種のデータをプリントアウトをして日常の焼却業務に反映するようなデータが結構ございまして、そのプリンター機がこれもまた劣化をしまして、現在かなり高度なプリンター機でございまして、用紙も1枚120円とかかかるんですけれども、余りにも経費がかかるので、そんな立派なコピー機はいらないだろうということで、ちょっとレベルを落として、新規に交換をすると、これで大体190万円ぐらいの計上をしております。

それからガス調温室なんです、ガス調温室のところに灰が蓄積をしまして、その中に人間が入りまして清掃してくるんですが、灰だらけで、非常にダイオキシン濃度の高いところでございまして、作業のそういう工程も大変だということで、これにつきましてもダイオキシン対策の費用を少し計上をさせて、90万円ほどなんです、安全対策を見込んでことしは計上しました。

以上でございます。

○12番（羽場 茂） わかりました。ありがとうございました。

○議長（清水信作） ほかにございませんか。

よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水信作） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第3号及び議案第4号の2件については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水信作) ご異議なしと認めます。よって、議案第3号、平成18年度西多摩衛生組合予算及び議案第4号、平成18年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての2件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして平成18年第1回西多摩衛生組合定例会を閉会いたします。

午後1時30分 閉会